

臨床倫理委員会規程

医療法人社団三思会 くすの木病院

第1版 2017/4/1

目次

第 1条	目的
第 2条	定義
第 3条	設置
第 4条	議事
第 5条	手続き及び方法
第 6条	委員会の業務
第 7条	関係書類の保存
第 8条	守秘義務
第 9条	その他
附則	

(目的)

第1条 医療法人社団三思会 くすの木病院(以下、「当院」という。)における医療行為(臨床研究を除く)に関して法的及び倫理的規範に則して倫理面からの検討を行うため、当院に臨床倫理委員会を設置する。

(定義)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1) 院内における臨床倫理の方針、ガイドライン等の見直し及び作成に関すること。
- 2) 臨床倫理の教育及び研修の企画・立案に関すること。
- 3) 終末期における医療行為に関すること。
- 4) 当院において標準的な治療として確立していない医療行為に関すること。
- 5) その他臨床倫理に関すること。

(設置)

第3条 臨床倫理委員会は、臨床研究倫理委員会に置くことができる。

2. 委員会の委員は、臨床研究倫理委員会委員で構成する。
3. 委員の任命及び委嘱は院長が行う。

(議事)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2. 委員会は、委員の過半数の出席(5名以上)をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の合意をもって決する。
3. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(手続き及び方法)

第5条 協議申請をしようとする医療従事者は申告書を作成の上、委員長に提出する。

(委員会の業務)

第6条 委員長は協議結果について、申請者及び申請者が所属する部署の責任者に報告する。

2. 申請者及び申請者が所属する部署の責任者は、協議結果を受けた後の対応と経過及び顛末を委員長に報告する。
3. 委員長は委員会に報告するものとする。

(関係書類の保存)

第7条 職員及び病院は、委員会の議事については、記録を作成し、10年間保存するものとする。

(守秘義務)

第8条 臨床倫理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 9条 本規定の改廃は院長が行う。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。